

平成 29 年度守口創生に向けた検討候補対象事業

他市取組内容

1 若い世代が出会う機会創出の支援

(1) 岬町

取組内容 詳細	
事業概要	若者の結婚への希望を応援するため、婚活の支援に取り組んでいます。 新たに8月1日から株式会社ツヴァイと提携し、ツヴァイが運営する結婚相手紹介サービスへの入会時にかかる費用を全額負担し、婚活をサポートする事業です。
対象	以下の条件を満たす1年以上岬町の住民基本台帳に登録している方が対象となります。 ・満23歳以上、満45歳未満の未婚者であること。 ・過去にこの支援事業による助成を受けていないこと。 ・町税等の滞納がないこと。 ・暴力団等、反社会勢力に属していないこと。
対象となるサービス会社	株式会社ツヴァイ 東京都中央区銀座5-9-8 ※イオングループ、全国56店舗、会員数約33,000名、年間成婚実績約6,000名(2015年2月現在)
助成内容	入会費用の全額(月額費は個人負担となります)。 ※月会費はコースによって異なります。

(2) 阪南市

取組内容 詳細	
事業概要	少子化対策や地元の若者の婚活を後押しするため、婚活イベント「カップリングパーティー」の開催を支援しています。パーティーは市商工会青年部の主催で実施しています。
対象 参加費	泉州地域、阪南市に興味のある男女で、年齢は22歳から50歳まで。 男性：1万円 女性：8千円

(3) 京都市

取組内容 詳細	
事業概要	婚活支援事業を仕事と家庭、社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バラ

	<p>「戦略」のリーディング・プロジェクトと位置付け、結婚を望む市民の方々に出会いと交流の場を設けて支援し、将来的に京都に暮らす人々を増やし、京都のまちの活性化に繋げるために、2010年から京都 YEG（京都商工会議所青年部）との共催による婚活支援事業（婚活イベント等）を実施しています。</p>
対象	市内に在住又は通勤する 25 歳以上 45 歳以下の独身の男女
参加費	2,000 円

(4) 瀬戸市（※地方創生先行型交付金を活用）

取組内容 詳細	
事業概要	<p>男女共同参画社会推進のための結婚支援事業として、男女がお互いに理解し合い、学び合える機会、また出会いの機会を NPO や民間活力を活かし提供しています。</p> <p>「街コン」「親コン」などのイベントの実施や「恋のスキルアップ大作戦」などのセミナーを実施しています。</p>
対象	20 歳以上 50 歳以下の独身の男女
参加費	2,000 円～5,000 円程度

2 産後ケアへの取組

(1) 堺市

取組内容 詳細	
事業概要	<p>出産後の心身ともに不安定になりがちな時期に、お母さんと赤ちゃんの健康を守り、家庭で安心して子育てしていただけるよう、お子さんとお母さんが助産所に宿泊し、心身のケアや育児のアドバイスを受ける「産後ショートステイ」を実施しています（平成 28 年度～）。</p> <p>助産所に母子同室（個室）で宿泊し、助産師等の専門スタッフから、からだところ、育児のサポートを受けることができます。</p> <p>○からだのサポート お母さんの体調管理や、授乳の相談・アドバイスなどを行います。</p> <p>○こころのサポート お母さんがほっとできるよう、不安や悩みをうかがいます。</p> <p>○育児のサポート 赤ちゃんの沐浴や授乳の方法などのアドバイスや、発育や発達、健康状態の確認を行います。</p>
対象	下記のすべてにあてはまる方が対象となります。

	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市民で、生後4か月未満の赤ちゃんとお母さん ・赤ちゃんやお母さんに感染症の疑いや、入院・治療の必要がない方 ・周りに支援してくれる人がなく、育児の不安や疲れなどのため、ご自宅での子育てに困難を感じている方
利用時間	午前10時から、翌日午前10時までを1日とします。(3食付) 1回の出産につき、最大7日間まで
利用料金	市民税課税世帯 1日5,600円 市民税非課税世帯・生活保護等世帯 1日1,500円 (※証明書類が必要です)
	費用の他に実費等が発生する場合があります。また多胎の場合は、2人目からのお子さん1人につき別途費用が発生します。利用時間を短縮、あるいは食事をキャンセルされても料金の変更は不可です。

(2) 東大阪市

取組内容 詳細	
事業概要	お母さんや赤ちゃんの生活リズムづくりと心身の安定を図るため、施設においてショートステイ(宿泊)やデイサービス(日帰り)で母子のケアや授乳指導、育児相談・指導等が受けられる事業を実施しています(平成27年度～)。
対象	次のすべてに当てはまるお母さんと生後4か月未満のお子様を対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・申請・利用の時点で東大阪市民 ・ご家族などから家事、育児等の十分な産後の援助が受けられない ・産後4か月未満で体調不良や育児不安等がある ただし、医療行為の必要な方は利用できません
利用時間	【ショートステイ(宿泊型)】 原則午前10時から翌午前10時まで 【デイケア(日帰り型)】 原則午前10時から午後7時まで ※ショートステイ・デイサービスあわせて7日間まで
利用料金	【ショートステイ(宿泊型)】 5,600円(1泊昼夕朝 3食付き) 【デイケア(日帰り型)】 2,800円(1日昼夕 2食付き) ※いずれも市民税非課税世帯・生活保護世帯は減免制度あり。

(3) 大阪市

取組内容 詳細	
事業概要	退院直後に、支援が必要な母子を対象にショートステイやデイケアの利用を通じて、母親の心身のケアや育児サポートをし、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的として、産後ケア事業を実施しています（平成 27 年度～）。
対象	大阪市内に居住する生後 1 か月未満の乳児とお母さんで、次の全てに該当する方が対象となります。 1 体調不良や育児不安がある 2 家族等から支援が受けられない 3 母子ともに病院等への入院を要しない ※ただし、利用の適否については別途審査あり
利用時間	【ショートステイ（宿泊型）】 1泊2日（5食付） 午前 10 時～翌日午後 7 時まで 【デイケア（通所型）】 1日（2食付） 午前 10 時～午後 7 時まで ※ショートステイ・デイサービスそれぞれ 7 日間まで
利用料金	【ショートステイ（宿泊型）】 6,000 円 ※その後 1 日ごとに 3,000 円増 【デイケア（通所型）】 2,000 円

(4) 枚方市

取組内容 詳細	
事業概要	市民を対象に、出産後の心身ともに不安定になりがちな時期にお母さんと赤ちゃんの健康を守り、健やかな育ちを支援するため、心身のケアや育児相談などを行う、産後ケア事業を実施しています（平成 26 年度～）。
対象	枚方市民で生後 4 か月未満の赤ちゃんとお母さんが対象となります。 育児不安や家族等から支援を受けられない場合に利用できます。
利用時間	【ショートステイ（宿泊型）】 1泊昼夕朝 3食付き 午前 10 時から翌午前 10 時まで 【デイサービス（日帰り型）】

	1日昼夕 2食付き 午前10時から午後7時まで ※ショートステイとデイサービス合わせて1人7日間まで。
利用料金	【ショートステイ（宿泊型）】 5,600円 （注）市民税非課税世帯・生活保護世帯は利用料は1,400円 【デイサービス（日帰り型）】 2,800円 （注）市民税非課税世帯・生活保護世帯は利用料：700円

3 子育てをしている親子のつながりづくりの支援

（1）大阪市

取組内容 詳細	
事業概要	<p>大阪城南女子短期大学が駒川商店街で空き店舗を活用し、「子どもと保護者が、気軽に立ち寄れ、いっしょに遊んで、休憩していただける」子育て支援スペース「Komaクル」を開設しています。この事業は大阪府の商店街サポーター創出・活動支援事業優秀プランと選ばれたものです。大学の専門教員、幼稚園教諭の協力のもと、特別支援が必要な子どもとその家族の相互交流や、子育てスキルの獲得、参加者同士の学びあいをサポートできることが本事業の特色のひとつです。</p> <p>また、地域の関係団体・公的機関の協力を得て、子育て世代の家庭や生活に関わる様々な問題事象の相談会も随時開催しています。</p>
開催日	月、水、木、金は午前10時より午後2時まで
参加費	800円（テキスト代）

（2）四條畷市

取組内容 詳細	
事業概要	<p>母さん同士で子育ての喜びや悩みを話し合ったり、赤ちゃんと一緒にふれあって遊ぶ、「親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた!”」を実施しています。</p>
対象	<p>市内在住の生後2ヶ月から5ヶ月の赤ちゃんとそのお母さん （ただし、初めての子育ての人）</p>
参加費	800円（テキスト代）

4 学力向上に向けた取組

(1) 大阪市

取組内容 詳細（塾助成）																			
事業概要	子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、中学生を対象に、学習塾などの学校外教育にかかる費用を助成しています。																		
対象	<p>市内に居住している中学生を養育する方で、養育者とその配偶者の平成 26 年中の合計所得が次の所得制限限度額未満の方が対象となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">所得制限限度額表</th> </tr> <tr> <th>扶養親族等の数</th> <th>所得制限限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 人</td> <td>2,840,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 人</td> <td>3,220,000 円</td> </tr> <tr> <td>2 人</td> <td>3,600,000 円</td> </tr> <tr> <td>3 人</td> <td>3,980,000 円</td> </tr> <tr> <td>4 人</td> <td>4,360,000 円</td> </tr> <tr> <td>5 人</td> <td>4,740,000 円</td> </tr> <tr> <td>6 人以上</td> <td>1 人増すごとに 38 万円加算</td> </tr> </tbody> </table> <p>・扶養親族等に「老人控除対象配偶者」や「老人扶養親族」が含まれる場合は、1 人につき 6 万円を上記の所得制限限度額に加算します。</p> <p>・扶養親族等の数は、平成 26 年 12 月 31 日時点の人数です（平成 27 年 1 月 1 日以降に生まれた子などは含まれません）。</p> <p>・この制度には、雑損控除や医療費控除、障害者控除などがあります。</p>	所得制限限度額表		扶養親族等の数	所得制限限度額	0 人	2,840,000 円	1 人	3,220,000 円	2 人	3,600,000 円	3 人	3,980,000 円	4 人	4,360,000 円	5 人	4,740,000 円	6 人以上	1 人増すごとに 38 万円加算
所得制限限度額表																			
扶養親族等の数	所得制限限度額																		
0 人	2,840,000 円																		
1 人	3,220,000 円																		
2 人	3,600,000 円																		
3 人	3,980,000 円																		
4 人	4,360,000 円																		
5 人	4,740,000 円																		
6 人以上	1 人増すごとに 38 万円加算																		
助成額	月額 1 万円 上限																		
利用先	この事業に参画事業者として事前に登録された学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室など																		
取組内容 詳細（民間事業者を活用した課外授業）																			
事業概要	市立中学校の施設において、放課後に塾事業者など民間のノウハウを活用した課外授業を淀川区で先行して実施し、基礎学力の向上等、子どもの習熟に応じた学力向上及び学習習慣の形成を図ります。																		
対象	淀川区内にお住まいの中学生																		
時間	午後 6 時 30 分～午後 8 時 20 分																		
受講料	10,000 円（消費税込）																		

(2) 門真市

取組内容 詳細 (サタスタ)	
事業概要	門真市内の小学校・中学校において、土曜日の午前中（2時間程度）に、「かどま土曜自学自習室サタスタ」を実施しています。 学生や地域住民、退職教職員がボランティアで実施しており（謝礼2,000円程度）、学習教材の作成のみ、委託し（予算約700万円）作成しています。
対象	市内の小・中学生 登録者約450名（H26）
取組内容 詳細 (Kadoma 塾)	
事業概要	勉強する意欲があって、家庭の事情などで塾に通っていない中学3年生を対象に、参加費無料の学習塾を開催しています。
対象	門真市の公立の中学3年生で学び意欲と力のある人。 家庭の経済的な事情などで、塾に通っていない人。
選考方法	作文・入塾テスト・面接にて合否を判定します。
実施時間	火曜・金曜 午後7時～9時まで
実施場所	門真市 市民プラザ4階

(3) 東大阪市


取組内容 詳細	
事業概要	東大阪市独自の事業として、教職員や地域の学習支援ボランティアをサポートする「学力向上支援コーディネーター」を全市立小・中学校に配置しています。コーディネーターは教育委員会の研修を年数回受講し、その成果を校内で還元するとともに教務、生徒指導主任、体育主任、特別支援教育コーディネーター、少人数指導担当者、学びの環境づくり専門職等と連携し、取組みを推進しています。

(4) 大東市


取組内容 詳細 (Kadoma 塾)	
事業概要	毎週土曜日に児童・生徒のための学習の場を開設し、教科書の内容に合わせて予習を学習を行う「学力向上ゼミ」を開設しています。
対象	【小学生の部】 市内8小学校に通う4、5、6年生児童 【中学生の部】 市内中学校に通う1、2、3年生生徒
実施時間	土曜日、年間40回、午前9時半から午後4時50分
実施場所	市民会館、北条青少年教育センター、野崎青少年教育センター

5 食育の実施

(1) 高槻市

取組内容 詳細	
事業概要	<p>子どもたちに遊びを通じて食育を学んでもらおうと「食育すごろく」を作成しています。市内の幼稚園や小学校に配布したほか、市役所などでも希望者に無料提供しています。</p> <p>すごろくのマス目はかるたのようなイラストになっており、「とりいれよう旬の食材たっぷり」となど、食に関する五七五調の読み句が添えられています。さいころを振って駒を進め、マス目の句を読み忘れたらふたつ戻るといった簡単なルールになっています。</p> 

(2) 大阪市

取組内容 詳細	
事業概要	<p>飲食店や総菜店等において、メニューに栄養成分表示を行う店舗の拡大を図り、市民が自らの健康管理を行う上で役立つ健康・栄養情報の提供を行っています。</p> <p>また、学校給食の食材の地場産物の利用増加に努め、「大阪市なにわの伝統野菜」を学校給食に利用できるよう努めている。また、大阪らしい料理を給食に取り入れ、充実するとともに、商都大阪の食文化を伝えています。</p> 

6 病児・病後児保育の実施

(1) 大阪市

病児保育施設（平成 28 年 6 月現在：12 箇所）

病後児保育施設（平成 28 年 6 月現在：22 箇所〔うち 1 箇所休止中〕）

取組内容 詳細	
事業概要	病気の回復期で保育所などに通うことができず、また保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合、お子さんを預かる病後児保育と、回復期に至らないお子さんを預かる病児保育を実施しています。
対象	大阪市内にお住まいで小学校に就学するまでのお子さんが対象となります。（※小学校 6 年生までのお子さんをお預かりできる実施施設もあります。）
利用料 (日額)	生活保護・市民税非課税世帯 無料 所得税非課税世帯 1,200 円（ひとり親世帯の方は 600 円） 所得税課税世帯 2,500 円（ひとり親世帯の方は 1,200 円。ただし、児童手当の所得制限限度額を超えている方は 2,500 円） ※別途、食事費等の実費負担があります。 ※時間延長を実施している施設については、時間延長 30 分まで毎に 200 円の時間延長利用料が必要となります。時間延長利用料には減免はありません。
手続き	事前登録⇒入室予約⇒医師の診察⇒利用予約⇒入室

(2) 堺市

病児保育施設（平成 28 年 6 月現在：3 箇所）

病後児保育施設（平成 28 年 6 月現在：1 箇所）

取組内容 詳細	
事業概要	子どもが病気やケガで保育所への通園等ができず、かつ、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、専用の保育施設で一時的に保育を行い、保護者の子育てと就労の両立などを支援しています。 病気等の症状安定期からご利用できる「病児保育室」と、回復期からご利用できる「病後児保育室」があります。
対象	生後 6 ヶ月から小学校 6 年生までの児童
対象疾患	通常の外來で治療可能な病気(*)や骨折等の外傷性疾患 (*)感冒、消化不良症（多症候下痢）、風疹等の感染性疾患や喘息などの慢性疾患
利用期間	連続して 7 日間
利用料	1 人 1 日につき 2,500 円

(日額)	(1) 堺市在住の生活保護世帯・市民税非課税世帯は1人1日500円 (2) 堺市在住の所得税非課税世帯は1人1日1,500円 ※実施施設において、別途実費負担がある場合があります。
手続き	事前登録⇒児童が発熱等⇒かかりつけ医受診⇒利用予約⇒入室

(3) 大東市

病児保育施設（平成28年6月現在：2箇所）

取組内容 詳細				
事業概要	病児保育とは、お子さんが病気または病気回復期にあるため、集団生活が困難な期間に、市内2箇所の施設で、看護師・保育士がお子さんをお預かりする特別保育事業を実施しています。			
対象	病気の急性期を過ぎ、医師が病児保育の利用が可能だと判断した、保護者が勤務の都合により家庭での保育が困難な、生後6ヶ月以上から小学3年生までのお子さんが利用できます。			
利用料 (日額)	利用区分	1日の利用料（ ）内は同じ病気で連続4日目以降利用した場合		
		大東市在住者	大東市以外の在住者	生活保護受給世帯
	平日の全日	2,000円(1,500円)	2,400円(1,800円)	無料
	平日の午前	1,000円(750円)	1,200円(900円)	無料
	平日の午後	1,000円(750円)	1,200円(900円)	無料
	土曜日	1,200円(900円)	1,440円(1,080円)	無料
	延長料金 (終了時間より 30分)	500円	500円	500円
	飲食費	300円	300円	300円
手続き	事前登録⇒入室予約⇒医師の診察⇒利用予約⇒入室			

(4) 門真市

病児保育施設（平成 28 年 6 月現在：1 箇所）

取組内容 詳細	
事業概要	保護者が働いているなどの事情で、子どもが病気のために自宅で保育できない場合に、病児保育を実施しています。
対象	以下のすべてに当てはまる児童が対象となります。 ①当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないために集団保育が困難な児童 ②保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことができない児童 ③生後 6 か月から小学校 3 年生までの児童
利用料（日額）	1 日 2,000 円（検査や処置等にかかる診察料は別途）
手続き	事前登録⇒入室予約⇒医師の診察⇒利用予約⇒入室

(5) 豊中市

病児保育施設（平成 28 年 6 月現在：2 箇所）

病後児保育施設（平成 28 年 6 月現在：1 箇所）

取組内容 詳細（病児保育）	
事業概要	保護者が就労している場合等において、子どもが病気または病気の回復期に家庭での育児が困難な場合、診療所又はこども園等に付設された専用スペース、専用施設において一時的に保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援しています。
対象	病気または病気回復期のため集団保育が困難な場合で、保護者の仕事の都合、傷病、出産、冠婚葬祭等やむをえない事情により家庭での育児が困難な児童が対象となります。 （保育所、放課後こどもクラブ等へ通っていないなくてもこの要件を満たしていれば利用可能です。） 年齢：満 1 歳児から小学校 3 年生まで
利用料（日額）	2,000 円 ※給食費 500 円と、その他別途料金が必要になる場合があります ※下表「減免対象者」に該当する場合は利用料の減免を申請することができます。

	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">○減免対象者</th> </tr> <tr> <th>世帯の区分</th> <th>減免後の利用料</th> </tr> <tr> <td>(ア) 生活保護世帯 (イ) ひとり親世帯で市民税非課税の世帯 (ウ) 在宅障害児（者）のいる世帯で市民税非課税の世帯</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>(エ) 市民税非課税世帯</td> <td>1,000 円</td> </tr> </table>	○減免対象者		世帯の区分	減免後の利用料	(ア) 生活保護世帯 (イ) ひとり親世帯で市民税非課税の世帯 (ウ) 在宅障害児（者）のいる世帯で市民税非課税の世帯	0 円	(エ) 市民税非課税世帯	1,000 円
○減免対象者									
世帯の区分	減免後の利用料								
(ア) 生活保護世帯 (イ) ひとり親世帯で市民税非課税の世帯 (ウ) 在宅障害児（者）のいる世帯で市民税非課税の世帯	0 円								
(エ) 市民税非課税世帯	1,000 円								
手続き	事前登録⇒児童が発熱等⇒かかりつけ医受診⇒利用予約⇒入室								
取組内容 詳細（病後児保育）									
事業概要	保護者が就労している場合等において、子どもが病気または病気の回復期に家庭での育児が困難な場合、診療所又はこども園等に付設された専用スペース、専用施設において一時的に保育しています。								
対象	<p>◎豊中市に居住し公立・民間のこども園・民間保育所・小規模保育施設・家庭保育所に入所している満1才以上の2号・3号認定の就学前児童</p> <p>◎病気回復期にあつて、集団保育が困難で、かつ保護者の就労等の都合により保育が困難な児童</p> <p>※喘息・骨折等は、感染症以外の疾患のため利用できません。 （保育所、放課後こどもクラブ等へ通っていないくてもこの要件を満たしていれば利用可能です。）</p> <p>年齢：満1歳児から小学校3年生まで</p>								
利用料（日額）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保育料階層</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1階層（2・3号認定）</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>第2階層（2・3号認定）</td> <td>1,000 円／日</td> </tr> <tr> <td>第3階層～第8階層（2・3号認定）</td> <td>2,000 円／日</td> </tr> </tbody> </table>	保育料階層	利用料	第1階層（2・3号認定）	無料	第2階層（2・3号認定）	1,000 円／日	第3階層～第8階層（2・3号認定）	2,000 円／日
保育料階層	利用料								
第1階層（2・3号認定）	無料								
第2階層（2・3号認定）	1,000 円／日								
第3階層～第8階層（2・3号認定）	2,000 円／日								
手続き	事前登録⇒児童が発熱等⇒かかりつけ医受診⇒利用予約⇒入室								

(6) 枚方市

病児保育施設（平成 28 年 6 月現在：4 箇所）

取組内容 詳細	
事業概要	病気のため保育所を休まなければならない場合や、両親が就労していて、幼稚園に入所している児童が、病気のため幼稚園を休まなければならない場合等に病児保育室を利用できます。
対象	病児保育室を利用できる児童は、市内に居住し、次の事項に該当するもので市長が利用を許可した児童が対象となります。 (1) 認可保育所に入所している児童 (2) 認定こども園に入所している児童 (3) 小規模保育施設に入所している児童 (4) 一時預かりを利用している児童 (5) 上記に定める児童のほか、市長が適当と認める児童
利用料 (日額)	年度の市民税額に応じて決定されます。(4月から8月までの利用は、前年度市民税額) ・生活保護・市民税非課税世帯 0円 ・市民税課税世帯 1人1日 2,000円 (税額によって、1,000円になる場合もあります。)
手続き	電話にて入室可能か確認⇒医師の診察⇒入室

(7) 茨木市

病児保育施設（平成 28 年 6 月現在：2 箇所）

取組内容 詳細	
事業概要	児童が病気の回復期にいたっていないが、病状の急変など入院治療の必要がない場合で、保護者による保育を行うことが困難な状況において、その児童を適切な処遇ができる施設において一時的に保育しています。
対象	市内在住で①から③の要件をすべて満たす児童 ①離乳食完了（約1歳6ヶ月）から小学3年生までの児童 ②病気の回復期に至らない状態であり、医療機関による入院治療の必要はないが集団保育が困難な児童 ③保護者が就労、病気など病児保育室の利用要件に該当する状況にある児童
利用料 (日額)	年度の市民税額に応じて決定されます。(4月から8月までの利用は、前年度市民税額) ・生活保護・市民税非課税世帯 0円 ・市民税課税世帯 1人1日 2,000円 (税額によって、1,000円になる場合)

	もありません。)
手続き	事前登録⇒電話にて入室可能か確認⇒かかりつけ医の診察⇒再度電話にて予約の確定⇒入室

7 若い世代が魅力を感じる住宅の供給促進

(1) 高槻市

取組内容 詳細	
事業概要	親・子・孫からなる3世代の同居・近居を支援する「3世代ファミリー一定住支援事業」として、子育て世帯が市外から市内に転入した場合を対象に「住宅取得補助金制度」と「リフォーム補助金制度」を実施しています。この制度は市外に住んでいる子育て世帯と市内に住んでいる親世帯が、新たに同居または近居（市内に住む）をするための住宅の購入・リフォーム費用の一部を助成しています。
	<p>【3世代ファミリー一定住支援 住宅取得補助金】</p> <p>○対象者要件</p> <p>(1) 子世帯が平成28年1月10日以降に市外から転入していること (転入直前に1年以上継続して市外に居住・住民登録をしていることが必要)</p> <p>(2) 同居・近居する親（祖父母も可）が、1年以上継続して高槻市内に居住・住民登録していること（※近居：高槻市内に親世帯・子世帯とも居住）</p> <p>(3) 子世帯が、中学生以下の子（出産予定を含む）と同居している親子世帯であること</p> <p>(4) 高槻市内に取得した住宅に子世帯の全員が居住・住民登録していること</p> <p>(5) 子世帯・親世帯の全員が市税を滞納していないこと</p> <p>○住宅要件</p> <p>(1) 子または同居・近居する親が、平成26年4月1日以降に契約し、高槻市内に所有する住宅であること（4月1日以降に工事請負又は売買契約（当初契約）を行い、子または親の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記をしたもの</p> <p>(2) 新築または売買により取得した住宅であること ※相続、贈与など対価を伴わない事由により取得したものは対象外です。</p> <p>(3) 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること ※新築、中古住宅、一戸建て、マンションのいずれも対象となります。 ※申請日時点で要件のすべてを満たしている必要があります。</p>

	<p>【3世代ファミリー定住支援 リフォーム補助金】</p> <p>○対象者要件</p> <p>(1) 子世帯が平成28年1月10日以降に市外から転入・住民登録していること (転入直前に1年以上継続して市外に居住・住民登録をしていることが必要)</p> <p>(2) 同居する親(祖父母も可)が、1年以上継続して高槻市内に居住・住民登録していること</p> <p>(3) 子世帯が、中学生以下の子(出産予定を含む)と同居している親子世帯であること</p> <p>(4) リフォーム工事後に、リフォームした住宅に子世帯・親世帯で新たに同居し、居住・住民登録をしていること(工事前から同居している場合は対象外)</p> <p>(5) 子世帯・親世帯の全員が市税を滞納していないこと</p> <p>○住宅要件</p> <p>(1) 子または同居する親が高槻市内に所有する住宅であること (いずれかの名義で所有権保存登記又は所有権移転登記をしたもの)</p> <p>(2) 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること ※一戸建て、マンションのいずれも対象となります。 ※申請日時点で要件のすべてを満たしている必要があります。</p>
<p>補助金額</p>	<p>【3世代ファミリー定住支援 住宅取得補助金】 20万円(一戸あたりの上限額)</p> <p>【3世代ファミリー定住支援 リフォーム補助金】 上限20万円(工事費の3分の1相当額を補助)</p>

(2) 河内長野市

取組内容 詳細	
<p>事業概要</p>	<p>人口減少の著しい若年層の本市への「転入・定住化」を促進し、人口の維持及び人口バランスの改善を図るため、平成26年4月からの新たな社会実験として、新婚世帯持家取得補助制度を拡充し、子育て・若年夫婦を対象にマイホーム補助制度を実施しています。</p>
<p>対象世帯</p>	<p>ア. 申請日現在で、夫婦に小学生未満(就学前)の子どもがいる世帯 イ. 申請日現在で、夫婦共に40歳未満の夫婦のみの世帯</p>
<p>奨励</p>	<p>30万円(1年目30万円一括交付)</p>

金額	
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦が同一世帯として、補助を受けようとする住宅の住所地に永く住むことを前提として住民登録をし、かつ、生活の実態のある世帯 ・建物登記簿における所有権取得登記の受付年月日又は住宅借入金の抵当権設定登記の受付年月日が、平成26年4月1日から平成29年3月31日であること ・夫婦の建物の所有権割合の合計が2分の1以上であること ・夫婦のどちらか一方又は双方が住宅借入金の申込者であること ・夫婦の住宅借入金の合計額が500万円以上であること ・居住部分の延べ床面積50平方メートル以上の住宅であること ・併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が自己の居住用として利用されている住宅であること ・住宅を新築又は売買により取得していること ・河内長野市に課税される市税がある夫婦及び世帯員全員が、市税を滞納していないこと ・2親等以内の親族から家屋を購入していないこと
補助額	<p>住宅ローン額によって異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・500万円以上1,500万円未満の場合：補助額は10万円 ・1,500万円以上2,500万円未満の場合：補助額は20万円 ・2,500万円以上の場合：補助額は30万円

(3) たつの市

取組内容 詳細	
事業概要	たつの市への若者の定住を促進し、活気あるたつの市を築くため、市内で住宅を取得し、定住する意思を持つ若者に対して若者定住促進住宅取得奨励金を交付しています。
対象	市内在住の40歳以下の夫婦等（夫婦のどちらかが40歳以下であれば可）
奨励金額	30万円（1年目30万円一括交付）
申請時期	住宅取得の日（所有権登記完了後）から6か月以内

8 空き家の実態把握と活用方策の検討

(1) 池田市

取組内容 詳細	
事業概要	地震などの自然災害による被害の軽減や住環境の改善を目的に、倒壊する恐れのある空き家等老朽木造住宅を除却される方に対し、除却費用の一部を補助しています。
対象	<p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象建築物の所有者（原則、法人は除く。）であること 市税を滞納していないこと 年間所得が1,200万円以下であること <p>○対象建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> 一戸建てまたは長屋建ての木造住宅（2階建て以下） 昭和56年5月31日以前に建築されたもの 過去10年以内に本市の補助を受けて改修等を行っていないもの 耐震性が不足しているもの（住宅の不良度判定評点100以上）
補助金額	40万円（定額補助） （ただし、工事費用が40万円未満の場合はその千円未満を切り捨てた額）

(2) 東大阪市

取組内容 詳細	
事業概要	東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例に基づき、管理不全な空き家において、ごく稀に発生する緊急措置が必要な場合に、その措置を実行していただける建設業者の方を事前に登録する管理不全な空き家に係る緊急措置協力業者登録制度を実施しています。
募集要件	次の要件をすべて満たす場合に登録申請を行うことができます。 <ol style="list-style-type: none"> 本市入札参加有資格者名簿（業種：建築）に登録されていること 市内業者（市内に本店がある）であること 緊急措置の実施依頼を受けた場合、1時間以内に現場到着できること
必要な費用	市が全額負担

(3) 泉佐野市

取組内容 詳細	
事業概要	定住を希望する者に対して所在空き家情報を提供し、もって本市への流入及び定住を促進し、また空き家の増加抑制に資する 定住を促進し、また空き家の増加抑制に資することを目的に、空き家バンク制度を実施しています。
募集要件	次の要件をすべて満たす場合に登録申請を行うことができます。 1. 本市入札参加有資格者名簿(業種：建築)に登録されていること 2. 市内業者(市内に本店がある)であること 3. 緊急措置の実施依頼を受けた場合、1時間以内に現場到着できること
必要な費用	市が全額負担

(4) 大阪市

取組内容 詳細	
事業概要	青色防犯パトロールを行いたい、地域の防犯に積極的にとりくみたいと思われる地域団体等(市営住宅の存する区に限る)に対して、市営住宅の空き住戸、空き駐車場を無償(光熱費等は使用者負担となります)で提供する制度を実施しています。
活動内容	次の活動を行う場合に限り、利用することができます。
必要な費用	市が全額負担

9 子育て親子や地域の声を取り入れた防犯まちづくりの取組

(1) 大阪市

取組内容 詳細	
事業概要	青色防犯パトロールを行いたい、地域の防犯に積極的にとりくみたいと思われる地域団体等(市営住宅の存する区に限る)に対して、市営住宅の空き住戸、空き駐車場を無償(光熱費等は使用者負担となります)で提供する制度を実施しています。
活動要件	次の活動を行う場合に限り、利用することができます。 (1) 地域防犯活動の推進を目的とした活動を行う場合 (2) 自主防犯又は安全意識の普及・啓発を目的とした事業を行う場合

	(3) その他市長が必要と認めるか活動を行う場合
活用できる者	次のいずれかに該当する団体に限り。利用することができます。 (1) 青色防犯パトロールを行う団体 (2) 活動する区域にある連合振興町会が運営に関与する団体 (3) 構成員が10人以上で、かつ。その過半数が活動地域に在住している団体 (4) 週に1回以上かつ1年以上継続して防犯活動を行うことができる団体 (5) 現在、活動拠点を必要としている団体
費用負担	使用料及び保証金は免除します。 電気・ガス・水道及び下水道の使用料、し尿・汚物・塵かいの処理等清掃に要する費用、共同施設又はエレベーター、給水施設若しくは汚水処理施設の使用・維持・運営に要する費用等については、使用者の負担とします。

(2) 大阪狭山市

取組内容 詳細	
事業概要	防犯活動の拠点となる金剛駅西口地域防犯ステーションを設置し、市民ボランティアによる運営を行っています。「気軽に・気長に・無理せず」「できる人が・できる時間に・できることから」を運営のモットーに市民主体による防犯活動を展開しています。平成20年2月からは、学校の安全と地域の安全の両方を守る取組みを進めるため、市内にある7つの小学校に校区地域防犯ステーションを設置することを目的に、市と市教育委員会、小学校区の3者が呼びかけ、各校区の自治会、防犯支部、青少年指導員、PTA、老人会などと協力し、ステーションを運営しています。
運営時間	午前9時 ～ 午後10時

10 公園を魅力的な場とする運営


(1) 大阪市

取組内容 詳細 (大阪城公園)	
事業概要	大阪市では、これらを適正に保存しながら有効に活用して行くため、平成25年3月に「特別史跡大坂城跡保存管理計画」を策定し、特別史跡大坂城跡の保存・管理方針や、今後の整備・活用方針を示すとともに、大阪府とともに平成24年12月に策定した「大阪都市魅力創造戦略」の中で、大阪城公園を重点エリアのひとつに位置付け、水と緑豊かな市民の憩いの場である都市公園であるとともに、歴史的文化的資産が集積する特別史跡であること、また、大阪を代表する観光地

	<p>のひとつであることの特徴を活かし、新たな魅力を備えた世界的な歴史観光の拠点として管理運営及び整備を推進することとしています。</p> <p>大阪城公園の世界的観光拠点化においては、「大阪都市魅力創造戦略」における、「民が主役、行政はサポート役」との基本的な考えのもと、民間事業者の柔軟かつ優れたアイデアや活力を導入し、世界的な歴史観光の拠点に相応しいサービスの提供や、新たな魅力の創出を図ることとしており、そのために、民間事業者が総合的かつ戦略的に公園全体と公園施設を一体管理を行う「大阪城公園パークマネジメント事業」を実施しています。</p>
指定管理者	<p>大阪城パークマネジメント共同事業体</p> <p>○代表者 株式会社 電通 関西支社 取締役執行役員関西支社長 服部 一史</p> <p>○構成員 讀賣テレビ放送株式会社 代表取締役社長 望月 規夫 大和ハウス工業株式会社 大阪本店 上席執行役員本店長 出倉 和人 大和リース株式会社 代表取締役社長 森田 俊作 株式会社NTT ファシリティーズ 代表取締役社長 筒井 清志</p>
指定期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 47 年 3 月 31 日まで (20 年間)
施設名	<p>大阪城公園 (大阪市公園条例第 3 条第 2 項に規定するものに限る。)</p> <p>大阪城野球場 大阪城西の丸庭園 豊松庵 大阪城天守閣 大阪城音楽堂</p>
魅力発信への提案内容	<p>①旧第四師団司令部庁舎 大阪城を訪れる観光客をはじめとした多くの方々を満足させる、大型利便施設。 1 階 … 物販、カフェ、レストラン 2・3 階 … パーティースペース、国際会議場、多目的スペース 屋上 … テラス (カフェバー、緑化) 地下 … レストラン</p> <p>②大阪迎賓館</p>

	<p>パーティースペースとして活用、通常はカフェ、レストランとして活用</p> <p>③大阪城公園駅前エリア サムライ体験テーマパーク … 歴史体験できる施設、本丸、天守閣に通じる動線として、大阪城の持つ歴史的文化的魅力を増幅させる施設。 仲見世事業 … 江戸・上方を再現した店舗による物販・飲食事業。</p> <p>④森ノ宮駅前エリア 森の屋台村 … 公園の景観に配慮しながら、仮設のテントを用いた屋台群、テーマを変えながら魅力を創出しており、世界中の文化・歴史を体感できます。</p> <p>⑤その他事業 公園内外をつなぐルートと園内ルートでの巡回バス事業、重要文化財をめぐる櫓めぐりの道事業、ランニングステーション。</p> <p>⑥大阪市への納付金 事業収支の中から基本納付金として、固定額（2億2600万円）を大阪市に納付しています。さらに、大阪城公園パークマネジメント全事業の収益から、7%（約2000万円～9000万円）を変動納付金として還元しています。</p>
--	--

取組内容 詳細（天王寺公園）

事業概要	「天王寺・阿倍野地区」の核となる天王寺公園において、民間活力の導入により、公園全体の魅力創造、さらには周辺地域との連携などに取り組み、「天王寺・阿倍野地区」全体の集客力と地域ブランド力の向上を図っています。
指定管理者	近畿日本鉄道株式会社 取締役社長 小林 哲也
指定期間	平成27年10月1日から平成47年9月30日まで（20年間）
施設名	天王寺公園
魅力発信への提案内容	<p>(1) エントランスエリア（全体イメージ）</p> 



【主な提案施設】

- ・芝生広場（約 7,000 m²）
- ・カフェ、レストラン
- ・ランニングステーション
- ・こどもの遊び場（屋内・屋外）
- ・フットサルコート
- ・ドッグラン
- ・コンビニエンスストア など

【ソフト事業】

地元の声を集めて気軽に使いやすい公園にするとともに、ターミナル立地を活かして話題性・集客力のあるイベントを招致しています。

(2) 野洲市

取組内容 詳細	
事業概要	野洲川親水公園を魅力ある公園に市民みんなで育てることを目的に、美観プロジェクトの企画運営や豊かな自然環境を活かした参加型体験学習の企画運営を指定管理者と共に行う「野洲川親水公園魅力向上プランナー」を公募し、公園の魅力を高める取り組みの企画運営（園内の樹木の手入れ、コミュニティガーデンづくり・手入れなど）や参加型体験学習の企画立案、運営支援（自然環境や公園施設を活かした講座やイベントの開催など）の活動を行っています。

(3) 東大阪市

取組内容 詳細	
事業概要	平成3年3月に「ラグビーのまち東大阪」を表明し、市民が愛着と誇りの持てるまちづくりを推進しています。2019年に日本で初めて開催されるラグビーワールドカップを東大阪市にある花園ラグビー場で開催できるよう誘致活動に地域をあげて取り組んでいます。 平成23年度は、誘致活動に加えて、大阪ミュージアムに登録されている花園

中央公園一帯をいつでも人が訪れたくなるように、また地域住民に、より一層愛される場所となるように、大阪ミュージアム基金事業を活用し、スクラムロード花園（近鉄奈良線東花園駅から花園中央公園までの道）の装飾を行っています。

○スクラムロード花園（フラッグ・花壇）・駅前広場



(4) 吹田市

取組内容 詳細

事業概要

江坂公園は、江坂というオフィス街の中にありながら、緑豊かで水の流れる音を感じることができる都会のオアシスです。今年は、大阪ミュージアム北摂特別展として、基金事業を活用し、この江坂公園で「アステラス江坂ウインターイルミネーション」を実施しました。

吹田・江坂から東北へそして全国へ希望の灯りとして、江坂公園のシンボルであるポプラ並木28本とカスケード前の高木1本を約4万個のLEDでライトアップしました。

また、イルミネーション点灯初日に行われたオープニングイベントでは、関西大学応援団吹奏楽部及びバトン・チアリーダー部による演奏・演技や模擬店の出店、また約5千個のペットボトルを使ったキャンドルライトによる幻想的な演出で多くの方に楽しんでいただきました。

来場者数約17,500人（新規）

○にぎわいのプロムナード（ライトアップ期間中）



○つどいの広場（キャンドル点灯中）



約5千個のキャンドルをペットボトルに入れた「あかり」で、幻想的な空間を作り出しました。キャンドルの設置及び着火は、地域の方や学生さんにもご協力いただきました。

11 商店街空き店舗における創業支援

(1) 堺市

取組内容 詳細	
事業概要	商店街等が空き店舗を活用して行う新規テナントの誘致や地産地消の推進・子育て事業などと連携した取組みを支援しています。
対象団体	<ul style="list-style-type: none"> (1) 商店街（20店舗以上で組織されているもの。ただし、事業協同組合・商店街振興組合については20店舗未満でも可） (2) 小売市場（大阪府知事の許可を受けたもの） (3) 泉北ニュータウン近隣センター内で事業を営む商業者で組織されている組合 (4) 補助対象事業の実施地域にある（1）から（3）のいずれかと連携し、その推薦を受けた NPO 法人及び社会福祉法人等の公共的団体
対象経費	<p>誘致活動費（委託費、広告宣伝費、印刷費など）</p> <p>入居テナント支援費（家賃、改装工事費、リース・レンタル料など）</p> <p>※予算の範囲内での補助となります。</p> <p>※家賃補助は月額10万円以内（最大6カ月）とします。</p>

	※事業の実施にあたっては地域ニーズ等の調査分析を行うことを要件とします。 ※6カ月間の営業継続を条件とします。
補助額	商店街等負担経費の3分の2以内（限度額は200万円）

(2) 吹田市

取組内容 詳細	
事業概要	商店街等の魅力を高めるために空き店舗を借り上げ、その活用を促進する商店街等に対して補助金を交付することにより、商店街等の空き店舗を減らし、新たな集客力を増加させにぎわいを創出させることを目的に、市内にある商店街・小売市場が空き店舗を借り上げチャレンジショップとして活用し、商店街等の魅力を向上させる事業に対し、事業にかかる費用の一部を補助しています。
対象者	商店街・小売市場（以下「商店街等」） ※この補助金は個店支援のための補助金ではなく、商店街活性化のための補助金ですので、補助対象者は商店街・小売市場です。
対象事業	商店街等の空き店舗等を借り上げ、次のいずれかの施設として活用する事業 ・多目的ホール、会議室、研修室、カルチャー教室その他教養文化施設 ・スポーツ施設・駐車場又は駐輪場・チャレンジショップ
対象経費	改装工事・備品購入費等（補助率1/2 補助限度額200万円） 広告宣伝費（補助率1/2 補助限度額100万円）
補助額	商店街等負担経費の3分の2以内（限度額は200万円）

(3) 寝屋川市

取組内容 詳細	
事業概要	寝屋川市では、暮らしを支え活力あるまちづくりを推進し、商店街・市場に活気を取り戻すために、空き店舗活用事業費補助事業を実施しています。
対象者	商店街、市場等の団体単位でないと申し込めません。
対象事業	1 教養文化施設を設置する。 （1）多目的ホール、情報センター等 （2）会議室、研修室、カルチャー教室等 （3）休憩施設等 2 駐車場、駐輪場を設置する。 3 商店街等の魅力を高める店舗を設置する。 4 チャレンジショップを設置する。
対象	空き店舗等の賃借料

経費	ただし、当該会計年度及びその翌会計年度分に限る。
補助額	当該経費の2分の1に相当する金額。ただし、1か月につき10万円を限度とする。

12 ワーク・ライフ・バランスのとれた職場づくりに向けた相談や情報提供

(1) 栃木県

取組内容 詳細	
事業概要	次世代育成支援対策推進に向けた労働環境の整備等、中小企業における労務管理の改善を促進するため、専門知識を有する社会保険労務士をアドバイザーとして派遣し、相談、助言を行っています。

(2) 山口県

取組内容 詳細	
事業概要	<p>企業が従業員の職業生活と家庭生活との両立を支援するために取り組む雇用環境の整備、その他労務管理全般に関する様々な問題について、専門のアドバイザーを設置し、無料の相談・アドバイス等を行っています。</p> <p>また、女性労働者の労働に関する問題について相談に応じるとともに、労務管理の改善の促進と労働諸施策浸透を図るため、5県民局へ勤労女性相談員（非常勤嘱託職員）を設置し、中小企業を巡回訪問しています。</p>

(3) 神戸市

取組内容 詳細	
事業概要	育児休業から復帰する社員を対象にセミナーを開催し、スムーズに職場復帰できるように、子育てに関する情報提供やアドバイスを行い、仕事と家庭の両立を支援しています。セミナー終了後も参加者同士が相談できる仲間となるように講演会と交流会を組み合わせ実施しています。

13 ワーク・ライフ・バランスのとれた職場づくりを進めている市内立地企業の魅力発信

(1) 滋賀県

取組内容 詳細	
事業概要	イクボス宣言とは、このようなイクボスになっていくことを会社の内外に広く宣言することであり、滋賀県は県内企業のイクボス宣言とイクボスへの取り組みを応援しています。「イクボス宣言」した企業・団体については、イクボス宣言企業と

	して滋賀県のホームページで紹介しています。平成 28 年 5 月 24 日現在の登録企業数は 26 社です。
登録対象	滋賀県内に本社または事業所がある企業・団体で、代表者が「イクボス宣言」を行っている企業・団体

(2) 秋田県

取組内容 詳細	
事業概要	働きやすい職場づくりや女性の能力の活用に積極的に取り組む事業所と協定を結びその取り組みを支援しています。県ホームページや県情報誌で、事業所の取組を紹介しています。
登録対象	県内の事業所（支店・支所を含む）で従業員おおむね 30 人以上
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎男女共同参画推進員の設置（必須） ○女性の能力の活用（選択） ○仕事と生活の調和を進める職場環境づくり（選択） ○次世代育成支援のための計画づくり（選択：従業員 100 人以下の事業所対象）

14 守口市に立地する企業の人材確保や高校生・大学生等の求職者の就職促進の支援

(1) 岡山市

取組内容 詳細	
事業概要	市内の企業への就職か転職を希望する東京圏（東京、神奈川、埼玉、千葉各都県）在住者に対し、面接時の交通費を一部補助する取り組みを実施しています。
補助金額	新幹線の東京—岡山間の片道分 1 万 6000 円
補助人数	50 人（100 件）

(2) 高梁市

取組内容 詳細	
事業概要	市内の企業に就職し、居住する予定の学生の奨学金返還を支援する未来人材育成奨学金支援助成金事業を実施しています。
対象者	日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与を受け、市内企業への就職を目指す県内高等専門学校、短大、大学、大学院の学生

(3) 松江市

取組内容 詳細	
事業概要	市内の企業に就職し、居住する予定の学生の奨学金返還を支援する未来人材育成奨学金支援助成金事業を実施しています。
対象者	日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与を受け、市内企業への就職を目指す県内高等専門学校、短大、大学、大学院の学生
助成額	市内にある大学の学生らには貸与総額の2分の1、県内の他自治体の大学生らには3分の1を助成する。